

# Q&A 先月の技術相談から

## 「設備使用」の申込み方法について

Q: 林産試験場の技術支援制度で、「設備使用」をお願いしたいのですが、手続きはどうすればよいのでしょうか？また、使用料はどれくらいかかるでしょうか？

A: 設備使用を申し込むにはいくつかの手順が必要になります。使用料は使用する設備により異なります。

まず、企業支援部技術支援グループ、もしくは設備の取扱い研究員をご存知の場合は直接研究員に、使用したい設備について、使用希望日時、使用目的、使用材料等を電話等でご連絡ください。

設備が希望する条件に適しているかの確認やスケジュール調整を行い、使用の可否と使用料、使用可能日時についてお知らせしますので、その条件で使用するかどうかをご検討ください。

また、設備使用は、その目的が研究・開発に限ることとしており、個人の場合や販売目的の試作品、製品（商品）生産を目的とした場合はお断りしますのでご注意ください。

使用可能な設備の名称および使用料については、林産試験場のホームページをご覧ください。

<http://www.fpri.asahikawa.hokkaido.jp/shien/h22setubi.htm>

使用するということになりましたら、所定の申込書と記載例、注意事項をメールまたは FAX でお送りします。設備使用申込書には押印が必要ですので、郵送または持参してください。

申込書受理後、「設備使用通知書」と「設備使用に関する注意事項」を送付します。また、北海道立総合研究機構本部より振込依頼書が送付されますので、使用料を設備使用日前にお振り込みください。

なお、申込みから振込依頼書の送付まで 1 週間程度かかりますので、振込み期間を含め、設備使用の 10 日～2 週間前までにお申し込みください。

また振込み後、振込み日の確認をさせていただきます

たいので、振込金受取書等の写しを技術支援グループあてに FAX でお送りください。

実際の使用に当たっては、原則 2 名以上での実施と使用後の清掃等についてもお願いしていますので、ご承知おきください。

以上の流れは、フロー図にして林産試験場のホームページに掲載されています。

また、使用料については、道内に事務所や出張所などをもたない道外企業にあつては、料金が 2 倍になります。ただし、岩手、宮城、福島、茨城、栃木の 5 県については減免対象になります。

お問い合わせ：

企業支援部技術支援グループ

Tel:0166-75-4233 (内線 421/422)

Fax:0166-75-3621

e-mail:rinsan-ext@ml.hro.or.jp

別記第 1 号様式

試験機器等の設備及び施設利用申込書

平成 年 月 日

北海道立総合研究機構理事長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

地方独立行政法人北海道立総合研究機構試験機器等の設備及び施設の利用に関する規程第 4 条の規定により、次のとおり設備の使用を申し込みます。また、同規程第 7 条の規定に同意いたします。

使用目的			
使用期間	年 月 日 時 分から	就業時間内	終日連続
	年 月 日 時 分まで 時間 (日間)		
使用施設名又は機器名			
使用責任者氏名及び使用者数	所属		
	氏名	使用者数	人
その他必要事項			
点検事項	点検月日	年 月 日	
	異常の有無		
※この欄は、記入しないこと	点検者氏名	印	

注 1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

注 2 使用期間が 2 日以上となる場合は、使用形態に応じ、「就業時間内」「終日連続」の欄のいずれかに○印を記入してください。

(企業支援部 技術支援グループ 小山内裕司)